

# 新庄中学校いじめ防止基本方針～すべての生徒が安心して学校生活を送れるように～

## いじめ防止のために

〈教職員による指導〉

教職員全員が共通理解を持ち、いじめ防止に向けて組織的に対応する

- ① 職員会議等で定期的にいじめ防止、早期発見について情報交換を行う。
- ② 生徒が達成感や満足感を味わえる授業の実践に心がける。
- ③ 道徳教育の充実、読書活動・体験活動等を推進する。
- ④ 教職員自身の言動に対し、細心の注意を払う。
- ⑤ 日常的に生徒と語り合い、「いじめは絶対に許さない」校風を全職員で作っていく。
- ⑥ 気軽に相談できる生徒との信頼関係を築くことを心がける。

〈生徒に培う資質等〉

全教育活動を通じて判断力、正義感、規範意識を高め、自主的・実践的な態度を育てる。

- ・相手の気持ちに共感できる力を養う。
- ・お互いの人格を尊重する態度を育てる。
- ・基本的な生活習慣を身につけ、社会集団のルールを遵守する力を育てる。

## 早期発見の在り方

〈見えにくいいじめを察知するための対応〉

定期的なアンケートや教育相談を実施したり、毎日の生活の中で生徒の変化に対して丁寧な見取りを行う。

- ① 授業中、休み時間や放課後の生徒の様子に対してアンテナを高く持って観察する。
- ② Q U 検査を利用して、学級内の人間関係を把握する。
- ③ 個人ノート、個人面談からの情報を把握する。

〈相談窓口などの組織体制の整備〉

生徒、保護者がいじめに係る相談をいつでも行えるように相談窓口を設置し周知する。

- ① 相談室の利用計画や相談方法をたより等で周知する。
- ② いじめの情報は担当者一人で抱え込まず、学年主任、生徒指導主事を通して管理職に報告する。

〈家庭や地域との連携を図る〉

子どもの情報が家庭や地域から入りやすくなるよう「地域とともにある学校づくり」に努める。

- ① 日頃より地域への生徒に対する見守り意識の啓発に努める。
- ② ボランティア活動など、地域活動への積極的な参画を促す。
- ③ 授業参観、学校開放、「感謝の集い」等を通して、保護者や地域住民を積極的に学校に招き入れ、生徒の姿を見守ってもらう。

## いじめに対する措置

〈素早い事実確認・報告・相談〉

いじめに関する通報を受けたとき、疑わしいことを発見したときは速やかに組織的に対応する。

- ① 発見したり、情報を得たときは、職員一人で抱え込まず、必ず生徒指導主事・学年主任をとおして管理職に報告し、組織的に対応する。
- ② 十分な配慮のもと、迅速に被害生徒にいじめの事実確認を行う。
- ③ 加害生徒への事実確認は、丁寧に客観的な視点から行っていく。
- ④ 事実が明らかになった時点で、家庭への連絡、加害生徒の保護者と面談を行い、家庭と学校との連携を図る。
- ⑤ いじめが犯罪行為と認められたときは、教育委員会・警察等と相談して対処する。

〈被害者を守る姿勢・加害者への指導〉

被害生徒への支援を最優先で行う。同時に加害生徒に対する指導は継続的に行い、被害生徒が安心して生活する環境を整える。

《被害生徒への支援》

安心・安全な環境復帰まで継続した支援を行う。必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得る。

《加害生徒への指導》

犯罪行為という認識をもたせ、毅然とした指導を行う。生徒自信の人格の成長に寄り添って行く。

## ネット上のいじめの対応

ネット上で行われるいじめは、学校だけでなく保護者、地域、警察等と連携しながら早期発見・即時対応を心がける。生徒や保護者には、情報モラルに関する啓発活動を行う。

- ・ネット上の不適切な書き込みは、端末で確認後、拡散を防ぐために保護者の協力を得てただちに削除する措置を講じる。
- ・家庭や地域でのネットトラブルに対しては、保護者の責任であることを認識していただき、解決については当該加害生徒の保護者の方で行動をとっていただきながら、学校では指導・助言を行っていく。
- ・生徒及び保護者に対して、情報モラルに関する研修会やたよりでの注意喚起を行っていく。

## 重大事態への対処

「生命、心身及び財産に重大な被害。相当の期間学校を欠席する」が発生または疑いがあるときは、重大事態と捉え、調査組織を設置し事実関係を明確にするための調査を行う。

①関係機関は報告  
②調査組織を設置  
(いじめ防止対策委員会等)

③調査主体については市教委の指示を仰ぎながら質問票や聞き取りを行う。

④教育委員会を通じて町長に報告  
被害生徒、保護者に結果を報告する

⑤必要な指導や支援を教育委員会の助言のもと行う

